

別表第1(第3条関係)

名称	区域
鴨池ニュータウン業務地区地区整備計画区域	都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第1項の規定により告示された鹿児島都市計画鴨池ニュータウン業務地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
明ヶ窪地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された鹿児島都市計画明ヶ窪地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
武岡台地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された鹿児島都市計画武岡台地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
星ヶ峯南地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された鹿児島都市計画星ヶ峯南地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
南皇徳寺台地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された鹿児島都市計画南皇徳寺台地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
与次郎ヶ浜地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された鹿児島都市計画与次郎ヶ浜地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
木材団地及び木材加工団地地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された鹿児島都市計画木材団地及び木材加工団地地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
南栄一丁目地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された鹿児島都市計画南栄一丁目地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
コモンシティ御所の杜地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された鹿児島都市計画コモンシティ御所の杜地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
谷山文教・福祉地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された鹿児島都市計画谷山文教・福祉地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
上福元町高柳地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された鹿児島都市計画上福元町高柳地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
ロハスの杜地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された松元都市計画ロハスの杜地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
桜ヶ丘ビュータウン地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された鹿児島都市計画桜ヶ丘ビュータウン地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
谷山駅周辺地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された鹿児島都市計画谷山駅周辺地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
谷山第三地区地区整備計画区域(沿道地区区域に限る。)	都市計画法第20条第1項の規定により告示された鹿児島都市計画谷山第三地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域(沿道地区区域に限る。)
シャイニーヒル広木地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された鹿児島都市計画シャイニーヒル広木地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
コンフォール坂之上地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された鹿児島都市計画コンフォール坂之上地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
リオーネ・ヴェルデ地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された鹿児島都市計画リオーネ・ヴェルデ地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域

名称	区域
皇徳寺南くらら台地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された鹿児島都市計画皇徳寺南くらら台地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
パルタウン大明丘地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された鹿児島都市計画パルタウン大明丘地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
コモンヒルズ原良地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された鹿児島都市計画コモンヒルズ原良地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
アイリスガーデン吉野地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された鹿児島都市計画アイリスガーデン吉野地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
高麗町キ・ラ・メ・キ テラス地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された鹿児島都市計画高麗町キ・ラ・メ・キ テラス地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
シャイニーヒル田上地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された鹿児島都市計画シャイニーヒル田上地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
シャイニータウン草牟田地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された鹿児島都市計画シャイニータウン草牟田地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
シャイニーヒル魚見地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された鹿児島都市計画シャイニーヒル魚見地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
吉野第二地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された鹿児島都市計画吉野第二地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域

別表第2（第4条、第5条、第6条、第6条の2関係）

計画区域		ア	イ	ウ			エ	
		建築してはならない建築物	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の外壁等の面から道路境界線又は隣地境界線までの距離の最低限度	(ア)	(イ)	(ウ)	建築物の 高さの最 高限度
				区分	数値	適用の除外		
鴨池 ニュー タウン 業務 地区 整備 計画 区域	行政・ 業務地 区	次に掲げる建築物以外の建築物 1 業務施設 事務所及びこれに附属し、又は併設する部分でその用途が次の各号のいずれかに該当するもの(附属し、又は併設する用途にあっては、これらの用途に供する部分の床面積の合計が延べ面積の2分の1未満のものに限る。) (1) 店舗又は飲食店 (2) 診療所 (3) ホテル又は旅館(ラブホテル類似施設(旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第2項に規定するホテル営業又は同条第3項に規定する旅館営業の用途に供する施設のうち、主として異性を同伴する客の宿泊又は休憩に利用させる施設で、その構造、設備、意匠、形態等が規則で定める要件の全部又は一部を満たしていないものをいう。)を除く。以下同じ。) (4) 自動車車庫又は倉庫 (5) 給油所(揮発油等の品質の確保等に関する法律(昭和51年法律第88号)第2条第3項に規定する施設をいう。以下同じ。) (6) 集会場又はカルチャーセンター (7) トレーニングジム又はフィットネスクラブ 2 医療施設 病院又は診療所及びこれらに附属し、又は併設する部分でその用途が次の各号のいずれかに該当するもの(附属し、又は併設する用途にあっては、これらの用途に供する部分の床面積の合計が延べ面積の2分の1未満のものに限る。) (1) 事務所 (2) 店舗又は飲食店 (3) 自動車車庫又は倉庫 3 その他 (1) 港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第5項第2号	1,000 平方メートル	外壁等の面から車線の数が4以上である道路(車線の数が4以上として都市計画決定されている道路を含む。以下同じ。)の道路境界線(隅切部分を除く。)までの距離	10	メートル	次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分 (1) 車庫、物置その他これらに類する用途に供し、軒の高さが3メートル以下であるもの (2) 外壁等の中心線の長さの合計が4メートル以下であるもの (3) 玄関その他これに類する建築物の部分 (4) 給油所の上屋	
				外壁等の面から車線の数が4以上である道路以外の道路の道路境界線(隅切部分を除く。)及び隣地境界線までの距離	5	メートル		

	<p>から第10号の2まで及び第12号に掲げる港湾施設(危険物置場及び貯油施設を除く。)</p> <p>(2) バスターミナルの用に供する建築物</p> <p>(3) ホテル又は旅館</p> <p>(4) 給油所及びこれに附属する建築物(附属する用途にあっては、その用途に供する部分の床面積の合計が延べ面積の2分の1未満のものに限る。)</p> <p>(5) 休憩所、公衆便所その他これらに類するもの</p>				
地区サービス施設地区	<p>次に掲げる建築物及びこれに附属する建築物(附属する用途にあっては、その用途に供する部分の床面積の合計が延べ面積の2分の1未満のものに限る。)以外の建築物</p> <p>1 地区サービス施設</p> <p>(1) 店舗又は飲食店</p> <p>(2) カラオケボックス</p> <p>(3) マージャン屋</p> <p>2 業務施設 事務所</p> <p>3 診療所</p> <p>4 幼稚園</p> <p>5 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの</p> <p>6 その他</p> <p>(1) 住宅又は共同住宅(1階の部分をその用途に供するものを除く。)</p> <p>(2) 自動車車庫又は倉庫</p>	150 平方メートル			
明ヶ窪地区地区整備計画区域	<p>次に掲げる建築物</p> <p>(1) 共同住宅(2以上の玄関を有し、内部で往来することができる扉又は内部階段等が設置されているものを除く。)、寄宿舎又は下宿</p> <p>(2) 学校、図書館その他これらに類するもの(集会所を除く。)</p> <p>(3) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>(4) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの</p> <p>(5) 公衆浴場</p>	<p>165 平方メートル。ただし、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第98条第1項の規定による仮換地の指定がなされた際165平方メートル未満であって、その土地の全部が一の敷地として使用される場合にあっては、当該土地の面積</p>	<p>外壁等の面から区域内の道路の道路境界線(隅切部分を除く。)までの距離</p>	1メートル	<p>次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分</p> <p>(1) 車庫、物置その他これらに類する用途に供し、軒の高さが2.5メートル以下で、かつ、床面積の合計が10平方メートル以内であるもの</p> <p>(2) 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの</p>

武岡 台地 地区 整備 計画 区域	低層戸 建住宅 地区(A 地区)	次に掲げる建築物 (1) 共同住宅(2以上の玄関を有し、内部で往来することができる扉又は内部階段等が設置されているものを除く。)、寄宿舎又は下宿 (2) 学校、図書館その他これらに類するもの(集会所を除く。) (3) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (4) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの (5) 公衆浴場	165 平方メートル。 ただし、土地区画整理法第98条第1項の規定による仮換地の指定がなされた際 165 平方メートル未満であって、その土地の全部が一の敷地として使用される場合においては、当該土地の面積	外壁等の面から区域内の幅員11メートルの道路の道路境界線(隅切部分を除く。)までの距離 外壁等の面から幅員11メートルの道路以外の区域内の道路の道路境界線(隅切部分を除く。)までの距離	1.5 メー トル  1 メー トル	次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分 (1) 車庫、物置その他これらに類する用途に供し、軒の高さが2.5メートル以下で、かつ、床面積の合計が10平方メートル以内であるもの (2) 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの	
	地区 サービス 施設 地区(B 地区)	次に掲げる建築物以外の建築物 (1) 住宅又は共同住宅(2以上の玄関を有し、内部で往来することができる扉又は内部階段等が設置されているものに限る。)で、事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの (2) 集会所 (3) 診療所 (4) 法別表第2(イ)項第9号に掲げる建築物 (5) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもの (6) 前各号の建築物に附属するもの	1,000 平方メートル	外壁等の面から区域内の道路の道路境界線(隅切部分を除く。)及び隣地境界線までの距離	1 メー トル	次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分 (1) 車庫、物置その他これらに類する用途に供し、軒の高さが2.5メートル以下で、かつ、床面積の合計が10平方メートル以内であるもの (2) 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの	
星ヶ 峯南 地区 整備 計画 区域	低層戸 建住宅 地区(A 地区)	次に掲げる建築物 (1) 共同住宅(2以上の玄関を有し、内部で往来することができる扉又は内部階段等が設置されているものを除く。)、寄宿舎又は下宿 (2) 学校、図書館その他これらに類するもの(集会所を除く。) (3) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (4) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これら	165 平方メートル。 ただし、土地区画整理法第98条第1項の規定による仮換地の指定がなされた際 165 平方メートル未満であって、その土地の全部が	外壁等の面から区域内の幅員16メートルの道路の道路境界線(隅切部分を除く。)までの距離	1.5 メー トル	次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分 (1) 車庫、物置その他これらに類する用途に供し、軒の高さが2.5メートル以下で、かつ、床面積の合計が10平方	
				外壁等の面から幅員16メートルの道路以外の区域内の	1 メー トル		

		に類するもの (5) 公衆浴場	一の敷地として使用される場合にあっては、当該土地の面積	道路の道路境界線(隅切部分を除く。)までの距離		メートル以内であるもの (2) 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの	
	地区サービス施設地区(B地区)	次に掲げる建築物以外の建築物 (1) 住宅 (2) 共同住宅(2以上の玄関を有し、内部で往来することができる扉又は内部階段等が設置されているものに限る。次号において同じ。) (3) 住宅又は共同住宅で、事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの (4) 集会所 (5) 診療所 (6) 法別表第2(イ)項第9号に掲げる建築物 (7) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもの (8) 前各号の建築物に附属するもの	250 平方メートル	外壁等の面から区域内の幅員16メートルの道路の道路境界線(隅切部分を除く。)までの距離  外壁等の面から幅員16メートルの道路以外の区域内の道路の道路境界線(隅切部分を除く。)までの距離	1.5メートル  1メートル	次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分 (1) 車庫、物置その他これらに類する用途に供し、軒の高さが2.5メートル以下で、かつ、床面積の合計が10平方メートル以内であるもの (2) 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの	
南皇徳寺台地区地区整備計画区域	低層戸建住宅地区(A地区)	次に掲げる建築物 (1) 共同住宅(2以上の玄関を有し、内部で往来することができる扉又は内部階段等が設置されているものを除く。)、寄宿舎又は下宿 (2) 学校、図書館その他これらに類するもの(集会所を除く。) (3) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (4) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの (5) 公衆浴場	165 平方メートル。ただし、都市計画法第29条第1項の規定による開発行為の許可がされた際165平方メートル未満であって、その土地の全部が一の敷地として使用される場合にあっては、当該土地の面積				
	地区サービス施設地区(B地区)	次に掲げる建築物以外の建築物 (1) 集会所 (2) 診療所 (3) 法別表第2(イ)項第9号又は(ハ)項第7号に掲げる建築物 (4) 店舗、飲食店その他これらに類するもの	500 平方メートル	外壁等の面から区域内の道路の道路境界線(隅切部分を除く。)及び隣地境界線までの距離	1.5メートル	次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分 (1) 車庫、物置その他これらに類する用途に供し、軒の高	10メートル

		(5) 前各号の建築物に附属するもの				さが 2.5メートル以下で、かつ、床面積の合計が10平方メートル以内であるもの (2) 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの
与次郎ヶ浜地区整備計画区域	交流・娯楽地区	次に掲げる建築物以外の建築物 1 宿泊・保養施設 (1) ホテル又は旅館 (2) 保養所 2 余暇・文化関連施設 (1) 劇場、映画館又は演芸場 (2) 集会場(礼拝、葬祭その他宗教的な儀式又は行事を目的とする施設を除く。以下同じ。)、展示場又は結婚式場 (3) カルチャーセンターその他これに類するもの 3 娯楽・健康関連施設 (1) 遊技場 (2) カラオケボックス (3) 公衆浴場(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項第1号に該当する営業に係るものを除く。以下同じ。) その他これに類するもの (4) ボーリング場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場 4 飲食・ショッピング施設 (1) 飲食店又は喫茶店(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第2号又は第3号に該当する営業に係るものを除く。以下同じ。) (2) 物品販売業を営む店舗 5 福祉関連施設 (1) 老人福祉センターその他これに類するもの (2) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの (3) ケア付き共同住宅(居住者の介護等を行うための医療施設を併設するもので規則で定めるものをい		外壁等の面から区域内の道路の道路境界線(隅切部分を除く。)までの距離	1.5メートル	次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分 (1) 車庫、物置その他これらに類する用途に供し、軒の高さが3メートル以下であるもの (2) 外壁等の中心線の長さの合計が4メートル以下であるもの (3) 玄関その他これに類する建築物の部分 (4) 給油所の上屋

	<p>う。その敷地が風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第3条第1項の規定により許可を受けた営業所の用に供する建築物の敷地から30メートル以内にあるものを除く。)</p> <p>6 業務・駐車関連施設</p> <p>(1) 事務所</p> <p>(2) 自動車車庫又は給油所</p> <p>(3) 工場(物品販売業を営む店舗と同一敷地内に存するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が延べ面積の2分の1以内のものに限る。以下同じ。)</p> <p>7 居住施設</p> <p>従業員宿舎(事業所と同一敷地内に存するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が延べ面積の2分の1以内であり、かつ、1,000平方メートル以内のものに限る。以下同じ。)</p> <p>8 医療施設</p> <p>(1) 診療所(その敷地が風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第3条第1項の規定により許可を受けた営業所の用に供する建築物の敷地から30メートル以内にあるものを除く。)</p> <p>(2) 病院(その敷地が風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第3条第1項の規定により許可を受けた営業所の用に供する建築物の敷地から30メートル以内にあるものを除く。)</p> <p>9 その他</p> <p>(1) 休憩所、公衆便所その他これらに類するもの</p> <p>(2) 1から8まで及び前号の建築物に附属するもの</p>				
交流・業務地区	<p>次に掲げる建築物以外の建築物</p> <p>1 宿泊・保養施設</p> <p>(1) ホテル又は旅館</p> <p>(2) 保養所</p> <p>2 余暇・文化関連施設</p> <p>(1) 劇場、映画館又は演芸場</p> <p>(2) 集会場、展示場又は結婚式場</p> <p>(3) カルチャーセンターその他これに類するもの</p> <p>3 娯楽・健康関連施設</p>	<p>外壁等の面から区域内の道路の道路境界線(隅切部分を除く。)までの距離</p>	1.5メートル	<p>次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分</p> <p>(1) 車庫、物置その他これらに類する用途に供し、軒の高さが3メートル以下であるもの</p> <p>(2) 外壁等</p>	



	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 公衆浴場その他これに類するもの</li> <li>(2) ボーリング場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場</li> <li>4 飲食・ショッピング施設 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 飲食店又は喫茶店</li> <li>(2) 物品販売業を営む店舗で、その用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以内のもの</li> </ul> </li> <li>5 福祉関連施設 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 老人福祉センターその他これに類するもの</li> <li>(2) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの</li> </ul> </li> <li>6 業務・駐車関連施設 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 事務所</li> <li>(2) 自動車車庫又は給油所</li> <li>(3) 工場</li> </ul> </li> <li>7 居住施設 <ul style="list-style-type: none"> <li>住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿</li> </ul> </li> <li>8 医療施設 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 診療所</li> <li>(2) 病院</li> </ul> </li> <li>9 教育施設 <ul style="list-style-type: none"> <li>学校</li> </ul> </li> <li>10 その他 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 休憩所、公衆便所その他これらに類するもの</li> <li>(2) 1から9まで及び前号の建築物に附属するもの</li> </ul> </li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>の中心線の長さの合計が4メートル以下であるもの</li> <li>(3) 玄関その他これに類する建築物の部分</li> <li>(4) 給油所の上屋</li> </ul>
木材団地及び木材加工団地地区地区整備計画区域	<p>次に掲げる建築物</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿(従業員宿舎を除く。)</li> <li>(2) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</li> </ul>	660 平方メートル。ただし、現に存する660 平方メートル未満の土地を、その全部について一の敷地として使用する場合にあっては、当該土地の面積	外壁等の面から区域内の道路の道路境界線(隔切部分を除く。)までの距離	1メートル	<p>次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 車庫、物置その他これらに類する用途に供し、軒の高さが3メートル以下であるもの</li> <li>(2) 外壁等の中心線の長さの合計が4メー</li> </ul>

					ル以下であるもの (3) 玄関その他これに類する建築物の部分 (4) 給油所の上屋	
南栄一丁目地区地区整備計画区域	次に掲げる建築物 (1) 住宅、共同住宅、寄宿舍又は下宿(従業員宿舎を除く。) (2) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの		外壁等の面から区域内の道路の道路境界線(隅切部分を除く。)までの距離	1メートル	次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分 (1) 車庫、物置その他これらに類する用途に供し、軒の高さが3メートル以下であるもの (2) 外壁等の中心線の長さの合計が4メートル以下であるもの (3) 玄関その他これに類する建築物の部分 (4) 給油所の上屋	
コモンシティ御所の杜地区地区整備計画区域	次に掲げる建築物 (1) 学校、図書館その他これらに類するもの(集会所を除く。) (2) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (3) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの (4) 公衆浴場	165平方メートル				
谷山文教・福祉地区地区整備計画区域	沿道サービス地区 次に掲げる建築物以外の建築物 1 飲食・ショッピング施設 店舗、飲食店その他これらに類するもの(その用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートル以下で、かつ、2階以下の部分をその用途に供するものに限る。) 2 福祉関連施設 (1) 老人福祉センターその他これに類するもの (2) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの 3 業務・駐車関連施設 (1) 事務所(その用途に供する部分の床面積の合計が	1,000平方メートル (住宅にあっては165平方メートル)。 ただし、次に該当する建築物の敷地には適用しない。 (1) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益	外壁等の面から区域内の道路の道路境界線(隅切部分を除く。)までの距離	1.5メートル	次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分 (1) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要なもの (2) 車庫、物置その他これらに類する用途に供し、軒の高さが3メートル以下であるもの	25メートル

	<p>1,500平方メートル以下で、かつ、2階以下の部分をその用途に供するものに限る。)</p> <p>(2) 自動車車庫 (その用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートル以下で、かつ、2階以下の部分をその用途に供するものに限る。)又は給油所(その用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートル以下で、かつ、2階以下の部分をその用途に供するものに限る。)</p> <p>4 居住施設 住宅又は共同住宅で、店舗、飲食店又は事務所の用途を兼ねるもの(これらの用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートル以下で、かつ、2階以下の部分をその用途に供するものに限る。)</p> <p>5 医療施設 (1) 診療所 (2) 病院</p> <p>6 公益施設 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要なもの</p> <p>7 1から6までの建築物に附属するもの(自動車車庫に附属する自動車車庫を除き、かつ、附属するものが自動車車庫である場合にあつては、当該自動車車庫の床面積の合計に同一敷地内にある建築物に附属する自動車車庫の用途に供する工作物の築造面積を加えた値が、同一敷地内にある建築物の延べ面積の合計の2分の1以下で、かつ、3,000平方メートル以下であり、かつ、2階以下の部分をその用途に供するものに限る。)</p>	<p>上必要なもの</p> <p>(2) 車庫、物置その他これらに類する用途に供し、軒の高さが3メートル以下であるもの</p>			<p>(3) 外壁等の中心線の長さの合計が4メートル以下であるもの</p> <p>(4) 玄関その他これに類する建築物の部分</p> <p>(5) 給油所の上屋</p>	
文教・福祉関連地区	<p>次に掲げる建築物以外の建築物</p> <p>1 飲食・ショッピング施設 店舗、飲食店その他これらに類するもの(その用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートル以下で、かつ、2階以下の部分をその用途に供するものに限る。)</p> <p>2 福祉関連施設 (1) 老人福祉センターその他これに類するもの (2) 老人ホーム、保育所、福</p>	<p>1,000平方メートル(住宅にあつては165平方メートル)。ただし、次に該当する建築物の敷地には適用しない。</p> <p>(1) 都市計</p>	<p>外壁等の面から区域内の道路の道路境界線(隅切部分を除く。)までの距離</p>	1.5メートル	<p>次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分</p> <p>(1) 都市計画の計画図において壁面の位置の制限が適用されない旨の表示がなされている部分に建築さ</p>	25メートル

		社ホームその他これらに類するもの 3 業務施設 事務所(その用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートル以下で、かつ、2階以下の部分をその用途に供するものに限る。) 4 居住施設 住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿 5 医療施設 (1) 診療所 (2) 病院 6 教育施設 (1) 学校 (2) 図書館 7 公益施設 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要なもの 8 1から7までの建築物に附属するもの(附属するものが自動車車庫である場合にあっては、当該自動車車庫の床面積の合計に同一敷地内にある建築物に附属する自動車車庫の用途に供する工作物の築造面積を加えた値が、同一敷地内にある建築物の延べ面積の合計の2分の1以下で、かつ、3,000平方メートル以下であり、かつ、2階以下の部分をその用途に供するものに限る。)	画の計画図において建築物の敷地面積の最低限度が適用されない旨の表示がなされている部分に建築されるもの (2) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要なもの (3) 車庫、物置その他これらに類する用途に供し、軒の高さが3メートル以下であるもの			れるもの (2) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要なもの (3) 車庫、物置その他これらに類する用途に供し、軒の高さが3メートル以下であるもの (4) 外壁等の中心線の長さの合計が4メートル以下であるもの (5) 玄関その他これに類する建築物の部分 (6) 給油所の上屋	
	一般住宅地区	次に掲げる建築物以外の建築物(用途地域が準住居地域である敷地内にあるものを除く。) 1 居住施設 住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿 2 店舗、飲食店その他これらに類する用途及び事務所の用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートル以下で、かつ、2階以下の部分をその用途に供するもの 3 1又は2の建築物に附属するもの					10メートル
上福元町高柳地区地区整備計画区域		次に掲げる建築物 (1) 学校、図書館その他これらに類するもの(集会所を除く。) (2) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (3) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの (4) 公衆浴場	165平方メートル				

<p>ロハスの杜地区地区整備計画区域</p>	<p>次に掲げる建築物以外の建築物</p> <p>(1) 法別表第2 (い) 項第1号から第3号まで及び第6号から第8号までに掲げる建築物</p> <p>(2) 法別表第2 (ろ) 項第2号に掲げる建築物</p> <p>(3) 事務所（汚物運搬用自動車、危険物運搬用自動車その他これらに類する自動車で国土交通大臣の指定するものための駐車施設を同一敷地内に設けて業務を運営するものを除く。）で、その用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートル以内のもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。）</p> <p>(4) 前3号の建築物に附属する自動車車庫又は倉庫</p>	<p>200 平方メートル</p>				<p>10 メートル</p>	
<p>桜ヶ丘ビュータウン地区地区整備計画区域</p>	<p>次に掲げる建築物</p> <p>(1) 学校、図書館その他これらに類するもの（集会所を除く。）</p> <p>(2) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>(3) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの</p> <p>(4) 公衆浴場</p>	<p>165 平方メートル</p>					
<p>谷山駅周辺地区地区整備計画区域</p>	<p>駅前商業業務地区</p>	<p>次に掲げる建築物</p> <p>(1) 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する令第130条の9の3で定めるもの</p> <p>(2) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>(3) 1階（1階における自動車車庫及び倉庫の用に供する部分の床面積の合計が、1階の床面積の2分の1以上となる場合は、2階を含む。）の部分を用に供するもの（廊下、階段、エレベーターその他これらに類する部分を除く。）</p>					
	<p>商業業務地区</p>	<p>次に掲げる建築物</p> <p>(1) 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する令第130条の9の3で定めるもの</p> <p>(2) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場そ</p>					

		その他これらに類するもの					
	住商複合地区A	次に掲げる建築物 (1) 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する令第130条の9の3で定めるもの (2) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (3) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する令第130条の6の2で定める運動施設 (4) カラオケボックスその他これに類するもの（ダンスホールを除く。） (5) 店舗、飲食店及び事務所に供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超えるもの					
	住商複合地区B	次に掲げる建築物 (1) 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する令第130条の9の3で定めるもの (2) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (3) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する令第130条の6の2で定める運動施設 (4) カラオケボックスその他これに類するもの (5) 店舗、飲食店及び事務所に供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超えるもの (6) キャバレー、料理店その他これらに類するもの (7) 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類する令第130条の7の3で定めるもの					
	住宅地区						15メートル
谷山第三地区整備計画区域	沿道地区	次に掲げる建築物 (1) 店舗、飲食店及び事務所に供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超えるもの (2) ホテル又は旅館 (3) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これら					15メートル

		<p>に類する令第 130 条の 6 の 2 で定める運動施設</p> <p>(4) カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>(5) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>(6) 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類する令第 130 条の 7 の 3 で定めるもの</p>				
シャイニーヒル広木地区地区整備計画区域	低層戸建住宅地区 (A地区)	<p>次に掲げる建築物以外の建築物</p> <p>(1) 住宅</p> <p>(2) 令第 130 条の 3 に定める兼用住宅</p> <p>(3) 公園に設けられる公衆便所又は休憩所</p> <p>(4) 前各号の建築物に附属するもの (令第 130 条の 5 で定めるものを除く。)</p>	200 平方メートル			
	低層住宅地区 (B地区)	<p>次に掲げる建築物以外の建築物</p> <p>(1) 住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿</p> <p>(2) 令第 130 条の 3 に定める兼用住宅</p> <p>(3) 集会所</p> <p>(4) 診療所</p> <p>(5) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する令第 130 条の 4 で定める公益上必要な建築物</p> <p>(6) 前各号の建築物に附属するもの (令第 130 条の 5 で定めるものを除く。)</p>	165 平方メートル			10 メートル (第二種中高層住居専用地域内に限る。)
コンフォール坂之上地区地区整備計画区域	次に掲げる建築物	<p>(1) 学校、図書館その他これらに類するもの (集会所を除く。)</p> <p>(2) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>(3) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの</p> <p>(4) 公衆浴場</p>	165 平方メートル			
リオーネ・ヴェルデ地区地区整備計画区域	次に掲げる建築物	<p>(1) 学校、図書館その他これらに類するもの (集会所を除く。)</p> <p>(2) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>(3) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの</p> <p>(4) 公衆浴場</p>	165 平方メートル			

皇徳寺南くら ら台地区地区 整備計画区域	次に掲げる建築物以外の建 築物 (1) 住宅 (2) 令第 130 条の 3 に定める 兼用住宅 (3) 公園に設けられる公衆便 所又は休憩所 (4) 前各号の建築物に附属す るもの (令第 130 条の 5 で定めるものを除く。)	200 平方 メートル				
パルタウン大 明丘地区地区 整備計画区域	次に掲げる建築物 (1) 学校、図書館その他これ らに類するもの (集会所を 除く。) (2) 神社、寺院、教会その他 これらに類するもの (3) 老人ホーム、保育所、福 祉ホームその他これらに 類するもの (4) 公衆浴場	165 平方 メートル				
コモンヒルズ 原良地区地区 整備計画区域	次に掲げる建築物 (1) 学校、図書館その他これ らに類するもの (集会所を 除く。) (2) 神社、寺院、教会その他 これらに類するもの (3) 老人ホーム、保育所、福 祉ホームその他これらに 類するもの (4) 公衆浴場	165 平方 メートル	外壁等の 面から、道 路境界線及 び隣地境界 線までの距 離	1 メー トル	車庫又は物置 の用途に供す る建築物で、 平家建てであ るもの	
アイリスガー デン吉野地区 地区整備計画 区域	次に掲げる建築物以外の建 築物 (1) 住宅 (2) 令第 130 条の 3 に定める兼 用住宅 (3) 公園に設けられる公衆 便所又は休憩所 (4) 前各号の建築物に附属 するもの (建築基準法施 行令第 130 条の 5 で定め るものを除く。)	200 平方 メートル				
高麗町キ・ラ メ・キ テラス 地区地区整備 計画区域	次に掲げる建築物 (1) マージャン屋、ぱちん こ屋、射的場、勝馬投票 券販売所、場外車券売場 その他これらに類するも の (2) キャバレー、料理店そ の他これらに類するもの (3) 個室付浴場業に係る公 衆浴場その他これに類す る令第 130 条の 9 の 3 で 定めるもの (4) 劇場、映画館、演芸場 若しくは観覧場、ナイト クラブその他これに類す る用途で令第 130 条の 9 の 2 で定めるもの又は物		外壁等の 面から道路 境界線 (隔 切部分を除 く。)までの 距離	1.5 メー トル	次のいずれ かに該当する 建築物又は建 築物の部分 (1) 車庫、物置 その他これ らに類する 用途に供 し、軒の高 さが 3m 以 下であるも の (2) 外壁等の 中心線の長 さの合計が 4m 以下で あるもの	



		品販売業を営む店舗、飲食店、展示場、ボーリング場、カラオケボックスに供する建築物でその用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧上の用途に供する部分にあつては客席の部分に限る。）の床面積の合計が8,000㎡を超えるもの				(3) 玄関その他これに類する建築物の部分 (4) 歩行者デッキ（歩行者デッキの屋根を含む。）	
シャイニーヒル上地区地区整備計画区域	低層戸建住宅地区	次に掲げる建築物以外の建築物 (1) 住宅 (2) 令第130条の3に定める兼用住宅 (3) 前各号の建築物に附属するもの（令第130条の5で定めるものを除く。）	200平方メートル				
	低層住宅地区	次に掲げる建築物以外の建築物 (1) 住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿 (2) 令第130条の3に定める兼用住宅 (3) 集会所 (4) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの (5) 診療所 (6) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する令第130条の4で定める公益上必要な建築物 (7) 前各号の建築物に附属するもの（令第130条の5で定めるものを除く。）	165平方メートル				
シャイニータウン草田地区地区整備計画区域	サービス・居住地区	次に掲げる建築物 (1) 学校、図書館その他これらに類するもの（幼稚園、集会所を除く。） (2) 自動車車庫及び倉庫（附属建築物を除く。）	500平方メートル	外壁等の面から区域内の道路境界線（隅切り部分を除く。）までの距離	1.5メートル	次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分 (1) 車庫、物置その他これらに類する用途に供し、軒の高さが3メートル以下であるもの (2) 外壁等の中心線の長さの合計が4メートル以下であるもの (3) 玄関その他これに類する建築物の部分	

						(4) 給油所の 上屋	
	都市型 居住地区	次に掲げる建築物 (1) 学校、図書館その他これらに類するもの（幼稚園、集会所を除く。） (2) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (3) 公衆浴場 (4) 病院 (5) 店舗、飲食店その他これらに類する用途及び事務所の用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを超えるもの (6) 自動車車庫及び倉庫（附属建築物を除く。） (7) 給油所（揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和51年法律第88号）第2条第3項に規定する施設をいう。） (8) 集会場	165 平方 メートル				15 メートル
シャ イ ニ ル 魚 見 地 区 地 区 整 備 計 画 区 域	低層住 宅地区	次に掲げる建築物 (1) 学校、図書館その他これらに類するもの（幼稚園及び集会所を除く。） (2) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (3) 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの (4) 公衆浴場 (5) 診療所	165 平方 メートル				
	福祉関 連地区	次に掲げる建築物 (1) 住宅 (2) 令第130条の3に定める兼用住宅 (3) 学校、図書館その他これらに類するもの（幼稚園及び集会所を除く。） (4) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (5) 公衆浴場	1,000 平方 メートル	外壁等の 面から道路 境界線（隅 切部分を除 く。）までの 距離	1.5 メー トル	次のいずれ かに該当する 建築物又は建 築物の部分 (1) 車庫、物置 その他これ らに類する 用途に供 し、軒の高 さが3メー トル以下で あるもの (2) 外壁等の 中心線の長 さの合計が 4メートル 以下である もの (3) 玄関その 他これに類 する建築物 の部分	

吉野第二地区 地区整備計画 区域	沿道サービス地区 A	次に掲げる建築物 (1) ホテル又は旅館 (2) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する令第130条の6の2で定める運動施設 (3) カラオケボックスその他これに類するもの (4) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (5) 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類する令第130条の7の3で定めるもの					15メートル
	公共公益関連地区	次に掲げる建築物 (1) 店舗、飲食店及び事務所に供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートルを超えるもの (2) ホテル又は旅館 (3) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する令第130条の6の2で定める運動施設					15メートル
	沿道サービス地区 B	店舗、飲食店及び事務所に供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを超えるもの					15メートル